

# 各制度の退職後のお取り扱いについて

## 退職後のコースの特長

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

### Point1 ご退職後も自動継続(\*)で保障を継続できます。(また、内容変更(減額)も可能です。)

- ※リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度は退職後継続できません。
- ※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続希望確認書にてお手続きが必要です。
- ※退職後のコース継続希望の場合は2026年1月末までに学校生協へお申し出ください。お申し出がない場合は掛金控除ができませんので2026年3月末日で脱退となります。
- ※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

### Point2 お手続きが簡単です。(退職時に配布される継続意思確認書をご提出ください)

- ※継続にあたって掛金控除のための生協口座の登録が必要です。
- また、登録済みの方でも直近13ヵ月以内にご利用がない場合は再度登録が必要ですので自動振替依頼書をご提出ください。

### Point3 退職後の保障については、2026年2月頃該当ご加入者へ個別にご案内いたします。

**制度のイメージ** ※退職後医療保険制度と退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

在 職 中		退 職 後					
		継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険年齢	継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険年齢		
生前給付保障(保険)	医療保障保険	退職後のコース	69歳	70歳	退職後医療保険制度(70歳満了・80歳満了)	69歳・79歳	70歳・80歳
	医療費支援制度	退職後のコース	75歳	76歳			
	重病克服支援制度	退職後のコース	75歳	76歳	退職後重病克服支援制度	79歳	80歳
	グループ共済 傷害給付	退職後のコース	75歳	76歳			
	リビングガード 短期療養給付	退職後は 継続できません。					
障害保障	長期療養収入補償制度						
	グループ共済	退職後のコース	75歳	76歳			

- ※医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付、グループ共済の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※退職後医療保険制度、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

## ●退職者専用コース

2013年3月末までに退職された方のみが継続加入できるコースです。

### グループ共済 退職後のコース(既加入者専用コース)

現在、退職者専用コースに既にご加入の方のみ継続できるコースです。

コース	グループ共済				
	死亡・高度障害保険金(年金原資)	上乗せ保障【不慮の事故の場合】			
		不慮の事故による死亡特定感染症による死亡	不慮の事故による高度障害	不慮の事故による身体障害(程度により)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として)
		災害保険金	障害給付金(給付割合表第1級)	障害給付金(給付割合表第2級~第6級)	入院給付金
500万円	万円 500	万円 125	万円 125	万円 12~87	1日につき 円 1,875
300万円	300	75	75	7~52	1,125

ご退職者専用の掛金 グループ共済 月額掛金(単位:円)

年齢区分	500万円		300万円		年齢区分	500万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
46歳~50歳	1,373	1,138	904	763	71歳	7,343	3,788	4,486	2,353
51歳~55歳	1,893	1,443	1,216	946	72歳	8,088	4,178	4,933	2,587
56歳~60歳	2,678	1,788	1,687	1,153	73歳	8,943	4,638	5,446	2,863
61歳~65歳	3,968	2,288	2,461	1,453	74歳	9,938	5,138	6,043	3,163
66歳~70歳	5,698	2,953	3,499	1,852	75歳	11,113	5,688	6,748	3,493

- ※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29~P.30をご参照ください。
- ※本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

### 医療保障保険 退職後のコース(既加入者専用コース)

69歳まで継続可

#### 退職者専用のコース

現在、加入入院給付金日額以下で入院給付金日額 **5,000円 4,000円 3,000円** の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料(単位:円)

年齢区分	入院給付金日額			年齢区分	入院給付金日額		
	5,000円	4,000円	3,000円		5,000円	4,000円	3,000円
45歳~49歳	2,075	1,669	1,263	60歳~64歳	4,614	3,719	2,824
50歳~54歳	2,640	2,124	1,608	65歳~69歳	6,626	5,344	4,062
55歳~59歳	3,395	2,734	2,073				

- ※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料はP.29～P.30をご参照ください。

(単位：円)

加入コース	性別	払方	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳
2,000万円	男性	月額	6,770	9,910	15,070	21,990
	女性	月額	4,970	6,350	8,350	11,010
1,500万円	男性	月額	5,078	7,433	11,303	16,493
	女性	月額	3,728	4,763	6,263	8,258
1,000万円	男性	月額	3,385	4,955	7,535	10,995
	女性	月額	2,485	3,175	4,175	5,505
800万円	男性	月額	2,708	3,964	6,028	8,796
	女性	月額	1,988	2,540	3,340	4,404
650万円	男性	月額	2,202	3,222	4,899	7,148
	女性	月額	1,617	2,065	2,715	3,580
580万円	男性	月額	1,964	2,874	4,371	6,378
	女性	月額	1,442	1,842	2,422	3,193
200万円	男性	月額	677	991	1,507	2,199
	女性	月額	497	635	835	1,101
100万円	男性	月額	339	496	754	1,100
	女性	月額	249	318	418	551

※K～Zコースの方の掛金は月額部分だけの控除となります。K1～H1はボーナス月の掛金も必要です。

※掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合には初回に遡って算出します。

※本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(災害保障特約・半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約・子ども災害保障特約)をセットしたものです。

※本制度は本人と配偶者がセットで加入するもので、配偶者のみの加入はできません。

※ボーナス給付のみの加入はできません。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者については、主契約保険金額・災害保障特約保険金額それぞれについて本人と同額またはそれ以下の保険金額でお申込ください。

※配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の掛金は月払のみです。

※本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
14,285	15,775	17,485	19,475	21,825
7,175	7,955	8,875	9,875	10,975
11,428	12,620	13,988	15,580	17,460
5,740	6,364	7,100	7,900	8,780
9,287	10,255	11,367	12,660	14,188
4,665	5,172	5,770	6,420	7,135
8,286	9,150	10,142	11,296	12,659
4,162	4,614	5,148	5,728	6,366
2,857	3,155	3,497	3,895	4,365
1,435	1,591	1,775	1,975	2,195
1,429	1,578	1,749	1,948	2,183
718	796	888	988	1,098

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※死亡保険の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※上記以外の年齢に該当する方は保険会社までお問い合わせください。